

調査件名：「各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務」

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	仕書の修正内容
1	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	表紙				1	標題「～グランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務」とあるが、1頁、2頁「調達の背景」から考察すると、2頁「調達目的及び調達の期待する効果」では、真の目的は達成し得ず、従来の形式的なもので終わってしまう可能性があるため、ご再考願いたい。	働きかた改革や女性活躍等の推進によるパフォーマンス向上には、グランドデザインを描き完成しても、持続可能な改善・発展までには遠く、業務改善も並行しなければ困難である。ただし、現状把握ができていないことから、その第一段階として本件調達仕書書（案）内容は一定の意味はあると思料する。ついては、第一段階を本調達案として実行し、第二段階「業務改善」、第三段階「選材選考・能力開発」の様に当初より計画することで、本件グランドデザインも、長期にわたり真の価値を発揮し得る管理ツールが策定できるものと考察する。そこにおいては、国家公務員のみならず地方公務員までもスコープとすることが望ましい。	本調査研究は、業務改善を行いながら、府省等共通人事プラットフォームを構築し、中長期的に各府省等の人事管理の効率化・高度化を図っていくプロジェクトの出発点となるものであり、そのためのグランドデザインとして整理することを目的としております。御指摘のとおり、人事管理に係る現状把握から、各府省等が目指すべき人事管理の在り方、制度・業務の見直しのポイント等について、システムとの在り方と並行して検討を進めていくことを想定しております。なお、本調査研究においては、地方公務員はスコープ外です。	
2	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	1	1	(2)		4	7行目から9行目に記載の「理由」部分について、より詳細な情報をご記載いただきたい。特に、「一元化」とはどこまでのものを指すのか、明文化されたい。	プラットフォーム構想でクックに共有するのであれば、一元的なシステム導入が必要ではないと考えるが、そうではなく、共通のシステムを整備されることを解決策とされた具体的な事情を伺いたい。	システムの整備・運用に係る事務負担も含めた調達に係るコストについて政府全体として最適化を図る観点から、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、「各府省庁に於いて必要となる情報システムの整備に当たっては、（中略）共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせて適正（スマート）に利用する設計思想に基づいた整備を推進する。」こととしております。	
3	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	2	1	(3)		4	調達目的及び調達の期待する効果を記述するはずの節であるが、グランドデザインとシステムの有り方の整理、システム共通化実現方式の検討を行うことしか記述されておらず、どのような程度で成否を判断するのかが不明である。プロジェクトのオーナーが持つ人事制度変更への権限が記述されているべきだ。	本件は、各府省庁全体が絡んでくるプロジェクトであり共通化すべき部分が曖昧だとカスタマイズだらけになり期待する効果が十分に不出い恐れが多分にある。どのような効果を目指して各府省の人事制度全体を共通化するのかを決めるのはプロジェクトを統括するオーナーの仕事である。	本調査研究は、国家公務員の人事管理分野において、その制度や業務の趣旨・実態や、各府省のニーズ、政府の全体最適の観点等を勘案し、どのような機能についてどのような範囲まで共通化（調達の一元化）を行うかを念めたシステムのグランドデザインを整理することを目的とするものです。	
4	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	2	1	(4)	(ア)	4	まず、図自体を修正されたい。つぎに、図内のその他業務「効率化・高度化した人事管理に基づく質の高いサービスの提供」とあるが、「基づく」というのは不適切ではないか。	図はオブジェクトの間隔など、整備頂きたい。またよりよい人事管理は、サービス向上への備蓄とはなり得るが、基づくという記載には、違和感を覚える	御意見を参考に図を一部修正します。	1.(4)(ア)の図を修正
5	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	3	1	(4)	(ア)	4	人事管理機能とマネジメント機能はわけて記載することが望ましい。	主なマネジメント機能としては、定善化のためのオンボーディング施策、キャリア自立に向けたキャリアプランやモチベーション向上/把握のための施策等と多岐にわたり、労務管理をメインとする動向や給与とはまた異なるものであるため、別の観点で検討されることが望ましい。	本調査研究における「人事管理」としては、御指摘のようなマネジメントと労務管理の両方を包含したものを想定しております。なお、例えば本調査研究の作業のなかで、「人事管理」について御指摘のような切り分けを追加で書いてうえで、それぞれについて検討を行っていただいても問題ございません。	
6	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	4	1	(6)		4	スケジュールにおいて、「現行システムの問題点」検討は追加されているものとし、「要件定義」にかかる期間を延長されたい。	勤務時間管理システムにおいては、その要件定義がかなりの許となる。もちろん実施しながら更新も重要だが、現状の課題・制度・改善策等を加味した検討が必要となることから、本件においては、改めて、1年の期間を有することが望ましい。	ご意見として承りましたが、原文のとおりとします。	
7	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	5	1	(6)		1	新勤務時間管理システムに係る事項について、費用試算の暫定版①が5月末提示となっておりますが、1ヶ月程度延滞することが望ましい。	積算根拠となる情報を収集・分析するために、2か月程度は必要と考慮するため。	暫定版については、令和7年度以降の工程に係る予算要求の説明への活用を想定しているところ、後戻りは困難です。	
8	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	5	1	(6)		5	「表1-2 本業務の想定作業スケジュール」自体の項番及び業務内容の体裁をそろえられたい。また、同表内記載の「4 (2) デジタルを活用した人事管理業務の在り方（全体像）の整理」は、後継記内容も含めて「人材マネジメント業務」と統一されたい。	本件プラットフォーム構想においては、当該ネーミングが適すると推察するため、使い方を統一されたい。	表1-2の項番及び業務内容の体裁を整えます。 「4 (2) デジタルを活用した人事管理業務の在り方（全体像）の整理」は原文のとおりとします。	1.(6)表1-2の体裁を修正
9	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	5	1	(6)	表1-2	3	スケジュールのうち、4(2)(オ)の工程管理支援業務の調達仕書書の作成時期は、支援対象の業務整理が完了する2024年8月着手、同9月末が望ましいと考えます。	工程管理支援業務の内容を詳細化が完了した後調達仕書書を作成することが望ましいためです。	御意見を踏まえ修正します。	5.(1)表 成果物一覧における「工程管理支援業務の調達仕書書素案」の納品期限を令和6年9月30日に修正
10	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕書書（案）	6	2	(2)		4	本業務と「表2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方法、実施時期等」とNo.2-5の調達案件の間では入札制限は設定しないことを予定していることとありますが、「表2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方法、実施時期等」のNo.2「府省共通人事プラットフォームの構築にかかる工程管理支援業務の請負（予定）」においては本業務で調達仕書書作成支援が含まれていることから入札制限が発生するものと考えます。本業務とNo.2の案件の間では入札制限が発生する旨を記載いただけませんか。	貴5「表1-2 本業務の想定作業スケジュール」に記載の通り、本調達に工程管理支援業務の調達仕書書作成支援が含まれているため、上下分離の観点から入札制限が発生するものと考えます。	「府省等共通人事プラットフォームの構築に係る工程管理支援業務の請負（予定）」の調達内容や調達方法については、内閣官庁において、本調査研究の受託者に関与しない形で別途検討・決定を行うことを予定しております。本調査研究の成果物に含まれる調達仕書書素案は、あくまでもそのための参考情報のひとつとして活用するものにとします。その作成は調達内容や調達方法を決定するものではないことから、本調査研究の受託者は競争上有利な地位をもたらすものではないところ、御指摘のような入札制限を設定することは予定しておりません。	

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	仕様書の修正内容
11	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	2	(2)	-	3	調達を計画されている場合には「表2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達方式、実施時期等」の中に勤務時間管理システムの高度化・共通化に係る要件定義の内容を追記いただけませんか。	関連する調達案件を明確にすることが目的となります。	御指摘のとおり要件定義に係る支援業務について、別途調達を予定しているところ、「表2 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達方式、実施時期等」に追記いたします。	「2（2）調達案件及びこれと関連する調達案件 表2」のNo.3を追加
12	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	-	-	4	グランドデザインおよび勤務時間管理システムの対象範囲を明示ください。現状では、府省の範囲、職員の職種ごとの範囲が明確になっていないため、作業範囲が不明瞭と考えます。もし、提案に委ねることであれば、その旨を付記願います。	役務の提案可能性の見極めのため。	府省等共通の勤務時間管理システムの対象範囲の大半は令和5年度中に決定する予定です。その他グランドデザインの範囲については、本調査研究において、実現可能性や費用対効果等を踏まえながら、共通機能化の範囲等と合わせて設定することを想定しています。	-
13	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	(1)	(ア)	3	「3.(1).(ア)に記載する各人事領域ごとに」とありますが、「3.(1).(ア)」ではなく「1.(4).(ア)」ではないでしょうか。	「3.(1).(ア)」は本小節自体を指しており、また、10頁4.(2)(ア)には「1.(4).(ア)に記載する人事領域ごとに」とあるためです。	「1.(4).(ア)に記載する～」が正しいため、修正します。	3.(1)(ア)の「3.(1).(ア)に記載する～」を「1.(4).(ア)に記載する～」に修正
14	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	(1)	(ア)	3	「3.(1).(ア)に記載する各人事領域ごとに以下の観点で検討すること。」とありますが、該当箇所が不明です。	3.(1).(ア)は、(ア) 基本的なコンセプト（概念）であり理解ができていないため。	「1.(4).(ア)に記載する～」が正しいため、修正します。	3.(1)(ア)の「3.(1).(ア)に記載する～」を「1.(4).(ア)に記載する～」に修正
15	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	(1)	(ア)	3	参照先について「3.(1).(ア)に記載する～」は「1.(4).(ア)に記載する～」の誤りだと思います。修正いただけますでしょうか。	参照先を明確にすることが目的となります。	御指摘のとおり「1.(4).(ア)に記載する～」が正しいため、修正します。	3.(1)(ア)の「3.(1).(ア)に記載する～」を「1.(4).(ア)に記載する～」に修正
16	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	(1)	(ア)	4	全体を通してみられるが、「マネジメント」及び「管理」の意図・定義を統一されたい。（3.(1).(4).(ア)へのコメントと同意図です）	項目によって、労務「管理」の要領で使われることもあれば、「マネジメント」という人事用語として幅広い意味を持つ言葉が使われることもあるため、グランドデザインを描かれるうえでは、関係者が同認識を、持つために統一されたい。	御意見を踏まえて修正いたします。	3.(1)(ア)の「①国の行政機関が共通として目指す人材マネジメントの在り方」を「①国の行政機関が共通として目指す人事管理の在り方」に修正
17	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	(1)	(イ)	3	「3.(1).(イ)の観点における検討」とありますが、「3.(1).(イ)」ではなく、「3.(1).(ア)」ではないでしょうか。	「3.(1).(イ)」は本小節自体を指しており、「3.(1).(ア)」に検討事項に関する記載されているためです。	「3.(1).(ア)の観点における～」が正しいため、修正します。	3.(1)(イ)の「3.(1).(イ)の観点における～」を「3.(1).(ア)の観点における～」に修正
18	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	(1)	(イ)	3	参照先について「3.(1).(イ)の観点における～」は「3.(1).(ア)の観点における～」の誤りだと思います。修正いただけますでしょうか。	参照先を明確にすることが目的となります。	御指摘のとおり「3.(1).(ア)の観点における～」が正しいため、修正します。	3.(1)(イ)の「3.(1).(イ)に記載する～」を「3.(1).(ア)に記載する～」に修正
19	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	6	3	(1)	(イ)	3	「3.(1).(イ)の観点における検討を踏まえずに」とありますが、該当箇所が不明です。	3.(1).(イ)では、同じ場所（3.(1).(イ)）を指しており理解ができていないため。（ア）の間違いではないかと推察いたします。	「3.(1).(ア)の観点における～」が正しいため、修正します。	3.(1)(イ)の「3.(1).(イ)の観点における～」を「3.(1).(ア)の観点における～」に修正
20	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	7	3	(1)	(イ)	1	概要イメージ中の「ラーニングマネジメント機能」という部分においては、今後の管理運用を想定し、より迅速な対応が可能となるように設計されたい。	E-learningなどでは、全職員に向けた研修のほか、アンケート機能等としても活用することで、有事の際など、クイックに大勢の意見を回収することが可能となる（弊社実績：対象約7,000人に対し、90%の意見を発信から5時間以内に回収可能※ただし、当該対応は日頃の教育が必要）	府省等共通プラットフォームを構成する個別の機能については、当該機能が対象とする業務の性質等を踏まえて、その実装の在り方を整理する必要がありますと考えております。この図はあくまで現時点のイメージとして描いたものであり、本調査研究の中で整理することを想定しています。	-
21	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	7	3	(1)	(イ)	1	キャリアプランや、モチベーション状況のデータ化も追加されたい。また、AI等を使ったデータ分析、およびその結果を表示「見える化」するツールを付け加えられたい。	人材マネジメント（働き方改革や、リテンション施策）においては非常に重要だが、対象者数が膨大なためAIによる自動化、また管理職メンバーが確認しやすくできる状況を構想初期段階から加味して構築されたい。	府省等共通プラットフォームを構成する個別の機能については、当該機能が対象とする業務の性質等を踏まえて、その実装の在り方を整理する必要がありますと考えております。この図はあくまで現時点のイメージとして描いたものであり、本調査研究の中でそれを整理することを想定しています。	-
22	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	7	3	(1)	(ウ)	4	「3.(1).(イ)の記載のとおり必要な効果検証を行うこと」とあるが、「府省等共通人事プラットフォームとして機能を構築する優先度が高い範囲はどこまでか、人事管理業務間の連動がどの程度図られるのか、人事領域全体を通して見た時に最適であるか判断軸もきめて検討すること」と記載されており、この内容については（ウ）で回答する予定である。これに加えて何を求めるのか、費用対効果もしくはKPIを具体的に記載いただきたい。	具体的な内容を記載いただきより適した回答を提案させていただきます。	御指摘の箇所については、「4.(2).(エ)の記載のとおり」が正しいため、修正します。	3.(1)(ウ)の「3.(1).(イ)の記載のとおり」を「4.(2).(エ)の記載のとおり」に修正
23	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	7	3	(1)	(ウ)	3	参照先について「3.(1).(イ)の記載の通り～」とありますが効果検証についての記載が記載されておりません。求める効果検証について記載いただけませんか。	参照先を明確にすることが目的となります。	御指摘の箇所については、「4.(2).(エ)の記載のとおり」が正しいため、修正します。	3.(1)(ウ)の「3.(1).(イ)の記載のとおり」を「4.(2).(エ)の記載のとおり」に修正
24	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	7	3	(2)	(ウ)	3	「①勤務時間に関わる法令、関連する通知や内規等の見直し」について、見直しの対象となる法令・通知・内規等の物量（ドキュメントの名称、頁数）をご教示いただきたいと思います。もしくは、21頁「別紙2事前開覧資料一覧」に全て含まれていますでしょうか。	作業ボリュームを計るために必要な情報となるためです。	勤務時間に関わる法令、関連する通知や内規のうち、実際にどの範囲にどのような見直しを行うかについては、本調査研究においてその重要性等の評価を行い、実現可能性等を考慮しながら判断していくものと考えておりますが、「勤務時間に関わる法令、関連する通知や内規等」としては主に、 ①法律（国家公務員法、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国家公務員の育児休業等に関する法律） ②人事院規則・通知（ https://www.jinji.go.jp/kisoku/ichiran.html ）の「勤務時間、休日及び休暇」及び「育児休業」と「給与」に含まれるもの） ③各府省等が定める内規（例として、内閣官房が定める内規を事前開覧資料に載せております） があります。	-

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	仕様書の修正内容
25	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	8	3		4	4	(1)にて、グランドデザイン、(2)にて勤怠時間管理システムのイメージとある中で行く、(3)として「人材マネジメントシステムのイメージ」を追加されたい。	(1)で全体、(2)で部分とされていることから、同階層にあたるシステムから、左記のとおり追加し、検討することが望ましく、そうでなければ、本件プラットフォームでは、勤怠管理の共通システムの導入にとどまり、その後の管理にも、実を待たなくなってしまう可能性がある。	勤務時間管理分野を除けば、現時点でどのような範囲・単位でシステム化を進めていくべきであるかについては未整理であり、本調査研究の中でそれを整理することを想定しています。	—
26	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	9	4	(1)	(イ)	4	「担当部署が提供する関係資料等を参照して」となっておりますが、具体的な資料名がありません。事前開覧資料一覧にふくまれているか判断できません。	対象となる資料を明記されていないため、作業のリズムや難易度を想定することができません。事前に確認を行うときに指定ができます事業者間での理解に差が生じることを懸念いたします。	基本的には事前開覧資料一覧に含まれる資料となります。	—
27	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	10	4	(1)	(オ)	3	6点目に「ファイル共有」について記載されておりますが、想定されている共有システム等がありましたらご記載ください。	事前準備（環境構築）が必要ためです。	Microsoft Teams又は事業者が用意したシステムを想定しています。	—
28	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	10	4	(1)	(オ)	3	「本業務において作成する成果物、提出物は、成果物に係る納品期限の如何によらず、業務進捗に応じた適切なタイミングで担当部署に提出すること。」との記載が理解できない。	「業務進捗に応じた適切なタイミングで担当部署に提出すること。」とは、当初に定めた期日ではなく進捗に合わせたタイミングで提出を行うとの理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。	—
29	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	11	4	(2)	(ウ)	3	「担当部署が事前に調査した情報をもとにシステムの移行、連携の方針を定めること。」とあるが、事前には既に実施し情報が集められているのか、または、本プロジェクトと並行し実施するものが不明です。	プロジェクトを計画する上で重要であり、本事業の中で計画し担当部署の協力のもと実施するものであれば、計画、管理ならびに支援にかかる工数を検討しなければなりません。	「事前に」とは「本調査研究の開始前まで」を指すので、その旨明確化します。	—
30	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	11	4	(2)	(ウ)	3	「以下を例とする府省等共通又は複数府省等で運用している人事関連システム」とあるが、「例」ではなく具体的に書いていただかなければ情報の格差が生じ不公平となる。	関連するプロジェクトを受注した企業が参加する場合、情報に格差が生じ競争性に欠ける懸念があります。例ではなく、事実を記載いただきたい。	調査研究を進める中で新たに考慮すべきシステムが発生する場合や、今後新たに整備が開始されるシステムが発生する場合を想定して「例」としてありますが、現時点で具体的に想定されるものを網羅的に示しております。そのため、原文のとおりとします。	—
31	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	11	4	(2)	(ウ)	3	「以下を例とするシステム構築に関わるシステム関連プロジェクト」とあるが、「例」ではなく具体的に書いていただかなければ情報の格差が生じ不公平となる。	関連するプロジェクトを受注した企業が参加する場合、情報に格差が生じ競争性に欠ける懸念があります。例ではなく、事実を記載いただきたい。	調査研究を進める中で新たに考慮すべきプロジェクトが発生する場合や、今後新たに整備が開始されるプロジェクトが発生する場合を想定して「例」としてありますが、現時点で具体的に想定されるものを網羅的に示しております。そのため、原文のとおりとします。	—
32	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	11	4	(2)	(ウ)	3	「以下を例とする人材情報を活用する人事関連外の既存システム」とあるが、「例」ではなく具体的に書いていただかなければ情報の格差が生じ不公平となる。	関連するプロジェクトを受注した企業が参加する場合、情報に格差が生じ競争性に欠ける懸念があります。例ではなく、事実を記載いただきたい。	調査研究を進める中で新たに考慮すべきシステムが発生する場合や、今後新たに整備が開始されるシステムが発生する場合を想定して「例」としてありますが、現時点で具体的に想定されるものを網羅的に示しております。そのため、原文のとおりとします。	—
33	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	11	4	(3)	(ア)	3	文中の「整理済みの課題一覧」を開覧対象資料に入れて頂きたい。	適切な提案をするため。	御指摘の資料については、事前開覧資料「勤務時間管理システムの共通化」に向けた検討課題一覧として、公告の時点のバージョンを開覧可能とする予定です。	—
34	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	12	4	(3)	(ウ)	2	「各部署への実現方式に対する意見聴取の実施」を追加することが望ましいのではないかと考えます。	同章、同節の(エ)各府省等利用計画立案支援の記載では、「各府省の利用意向や利用開始希望時期を確認した上で、「利用計画案」としてまとめること」となっていますが、実現方式によって利用以降等が大きく変動する可能性があると思われる。段階的な実現方式等を検討するうえでも、実現方式の検討段階での意見聴取が必要ではないかと考えます。	御意見を踏まえて追記をいたします。	4.(3)(ウ)の「実現可能性の検討」①に、「その際、必要に応じて担当部署と連携して各府省等への上記意見聴取も実施すること。」を追記
35	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	12	4	(3)	(エ)	1	本業務には要件定義が入っていないため、勤務時間管理システムで実現できる業務要件や技術的な要件が明確になっていないと考える。そのため、本業務内で検討された範囲から想定される「移行方式」の作成で良い旨を付記頂きたい。	役務の提案可能性の見極めのため。	移行方式は、令和6年度下半期に並行して実施予定の要件定義の内容を随時反映したものとすることを想定しております。仕様書にもその旨を記載いたします。	4.(3)(エ)の「受託者は、実現方式を踏まえ、」を「受託者は、実現方式や別途実施される要件定義の内容を踏まえ、」に修正
36	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	12	4	(3)	(エ)	1	本業務には要件定義が入っていないため、勤務時間管理システムで実現できる業務要件や技術的な要件が明確になっていないと考える。そのため、本業務内で検討された範囲から想定される「利用計画案」の作成で良い旨を付記頂きたい。	役務の提案可能性の見極めのため。	利用計画案は、令和6年度下半期に並行して実施予定の要件定義の内容を随時反映したものとすることを想定しております。仕様書にもその旨を記載いたします。	4.(3)(エ)の「受託者は、上述の移行方式を踏まえ、」を「受託者は、実現方式や別途実施される要件定義の内容を踏まえ、」に修正
37	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	12	4	(3)	(オ)	1	本業務には要件定義が入っていないため、勤務時間管理システムで実現できる業務要件や技術的な要件が明確になっていないと考える。そのため、本業務事業者および他事業者のいずれも機密費の賦課をするためのインプットが不十分であると考える。よって、役務内容として、本業務内で検討された範囲から想定される「費用対効果試算」の作成で良い旨を付記頂きたい。	役務の提案可能性の見極めのため。	費用対効果は、令和6年度下半期に並行して実施予定の要件定義の内容を随時反映したものとすることを想定しております。仕様書にもその旨を記載いたします。	4.(3)(オ)の「受託者は、実現方式の検討と並行し、かつ、これを前提として、」を「受託者は、実現方式の検討や別途実施される要件定義と並行し、かつ、これを前提として、」に、「受託者は、実現方式に沿ってシステムの整備や改修等を行う場合の所要経費」を「受託者は、実現方式や別途実施される要件定義に沿ってシステムの整備や改修等を行う場合の所要経費」に修正
38	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	13	5	(1)	-	3	「表 成果物一覧」に人事管理のシステムに係るグランドデザインの成果物として「グランドデザイン案（暫定版）」が記載されていますが3月末に提出する「グランドデザイン案」が記載されていないため追記いただけませんか。	成果物を明確にすることが目的となります。	成果物名を「グランドデザイン」に修正します。	5.(1)表の成果物名「グランドデザイン案（暫定版）」を「グランドデザイン」に修正
39	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	14	6	(2)		3	人事に関する実務経験者を委員として参加させることにより、実用性のある員のグランドデザインを作成できると期待いたします。要件として、「人事業務経験を10年以上有する者を配置すること」を追加いただきたい。	評論ではなく実務が提供できる人材が参画してこそ適切なシステムを構築できます。	御意見の内容は要件として必須のものではないと考えております。	—

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	仕様書の修正内容
40	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	14	6	(2)		4	グランドデザイン含め、IT系のスキルに偏っているように見受けられる、それはなぜか。	組織マネジメントの知識及び実績が必要と見受けられます。	全体責任者及びグランドデザイン検討責任者の要件に、「人事に関するシステムを構築又はその構築等の支援、構築等に向けた調査を実施した経験」を有すること」を追加いたします。	・6.(2)(ア)に「人事に関するシステムを構築又はその構築等の支援、構築等に向けた調査を実施した経験を有すること」を追記 ・6.(2)(イ)の「以下(1)～(v)のいずれかを満たすこと」を「以下(1)～(v)のいずれかを満たし、かつ人事に関するシステムを構築又はその構築等の支援、構築等に向けた調査を実施した経験を有すること」に修正し、「業務経歴概要を記載した書類（資格要件を充足していることが分かるものであれば様式自由）」を、内閣人事局に提出すること。」を追記
41	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	14	6	(2)	(イ)	4	本業務の役割内容を勘案した場合に、グランドデザイン検討責任者については、資格保持の要件を削除して、官民間問わず類似の経験を有する方が重要であると考えます。	適切な要員をアサインしたいため。	全体責任者の要件として、現在設定している資格要件は必須であると考えております。また、御意見を踏まえ、「人事に関するシステムを構築又はその構築等の支援、構築等に向けた調査を実施した経験を有すること」に修正し、「業務経歴概要を記載した書類（資格要件を充足していることが分かるものであれば様式自由）」を、内閣人事局に提出すること。」を追記	6.(2)(イ)の「以下(1)～(v)のいずれかを満たすこと」を「以下(1)～(v)のいずれかを満たし、かつ人事に関するシステムを構築又はその構築等の支援、構築等に向けた調査を実施した経験を有すること」に修正し、「業務経歴概要を記載した書類（資格要件を充足していることが分かるものであれば様式自由）」を、内閣人事局に提出すること。」を追記
42	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	14	6	(2)	(ウ)	3	「AWS 認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験以上に相当する能力を有すること。」は、特定のベンダ資格を要件とされておりますが、投資対効果を検討する上で広く可能性を広げるため削除いたします。	勤務時間管理システム検討責任者が、特定ベンダの資格を有している必要が無く、検討の過程でパブリッククラウドの比較のために必要な時には最適な要員配置を行うため、カバメントクラウドを提供するベンダはAWS以外にもあり、公平かつ適切に評価を行うため。	AWSに限定した資格要件とはせず、「AWS認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験又はクラウドサービスに係る能力としてこれと同等以上に相当する能力を有すること」に修正いたします。	6.(2)(ウ)の「AWS認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験以上に相当する能力を有すること」を「AWS認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験又はクラウドサービスに係る能力としてこれと同等以上に相当する能力を有すること」に修正
43	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	14	6	(2)	(ウ)	4	本業務の役割内容を勘案した場合に、勤務時間管理システム検討責任者については、資格保持の要件を削除して、官民間問わず類似の経験を有する要件を入れた方が望ましいと考えます。	適切な要員をアサインしたいため。	本調査研究の実施に当たって、現在設定している資格要件は必須であると考えております。	—
44	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	14	6	(2)	(ウ)	4	勤務時間管理システムの構築先はAWSに限らないと想定されるため、AWSに限定した資格要件を削除し、SaaS製品等のクラウド製品に精通する経験を有する要件を入れた方が望ましいと考えます。	適切な要員をアサインしたいため。	AWSに限定した資格要件とはせず、「AWS認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験又はクラウドサービスに係る能力としてこれと同等以上に相当する能力を有すること」に修正いたします。	6.(2)(ウ)の「AWS認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験以上に相当する能力を有すること」を「AWS認定のソリューションアーキテクト - アソシエイト試験又はクラウドサービスに係る能力としてこれと同等以上に相当する能力を有すること」に修正
45	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	16	7	(2)		1	「①個人情報取扱管理者が情報管理責任者と異なる場合に」と記載がありますが、「6.(1)作業実施体制」に「個人情報取扱管理者」と「情報管理責任者」のいずれかの記載もありません。作業の範囲から「情報セキュリティ管理責任者」と同一の責任者で問題ないと考えます。	体制検討のため、望まれる要員の要件を明確にすることが目的となります。	仕様書に「個人情報取扱責任者」を置くことを明記しつつ、「情報セキュリティ管理責任者」と同一とすることも可能であることといたします。	7.(2)の2ボツに「個人情報取扱責任者を置いたうえで」を追記し、「情報管理責任者」を「情報セキュリティ責任者」に修正
46	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	17	8	(2)		2	中央省庁もしくは自治体（利用者人数は問わない）での人事や勤怠に関するシステム構築の実績があることを参加資格に入れたほうがよいのではないかと	公的機関ならではの要件での実績が必要になること、および、構築支援や構築に向けた調査での実績だけでなく、実際に構築した際の課題感等を加味した提案をすることが難しいと考えるためシステム構築の実績があることは必須要件としたほうがよいと考えます。	御意見の内容は実績として必須のものではないと考えております。	—
47	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	17	9	(2)		1	「複数の公的機関や複数の民間企業（グループ会社でも可）に利用が当たり、かつその利用者数が5万人以上である人事や勤怠管理に関するシステムを構築した実績は、その構築等の支援や構築等に向けた調査を実施した実績を有すること。」と記載されています。「利用が当たり、かつその利用者数が5万人以上」と「人事や勤怠管理に関するシステム」は、それぞれ別の実績として、記載されたいかがでしょうか。	「利用が当たり、かつその利用者数が5万人以上」かつ「人事や勤怠管理に関するシステム」という条件では、対応できる事業者が限定されてしまう可能性が高いと思われるため。	現在設定している実績は必須であると考えております。	—

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答	仕様書の修正内容
48	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	17	9	(2)	-	2	人事グランドデザインについては暫定版を3か月で作成する必要があると認識しています。 また、「3.(1)の検討方針」に「府省等が目指す組織の構築へ向けて必要なプラットフォームであるという共通認識が得られるよう検討のアプローチを考慮すること」とあることから、府省等が目指す組織を把握するために地方組織を含む官公庁に対応する業務の理解が必須と考えます。 短期間でのグランドデザインの作成を行うためには、地方組織を持つ官公庁の人事や勤怠管理に関する運用の知見を保持している必要があると考えます。 次のような文言を追加していただくことが可能でしょうか。 案文： 過去の実績において地方組織を持つ官公庁の人事または勤怠管理システムの構築に関連する業務の実績	本業務において必要な資格を明確化することが目的となります。	御意見の内容は実績として必須のものではないと考えております。	-
49	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	17	9	(2)		1	(2) 全文を削除されたい。	現在はクラウドERPなど、人事管理を含むSaaS形式のサービス提供が主流となっており、これであれば仕様書案の「種別」に利用がまたがる要件1や「5万人以上の利用者数の要件」はほぼ意味をなさない。仕様書案の想定は、従来型の大規模ウォーターフォール構築経験者・調査事業実施経験者だけが参加できるようにあえて縛りを入れているものであり、クラウドを活用した新規サービス事業者等の参入を不当に阻み、入札参加の公平性を阻害している。	現在設定している実績は必須であると考えております。	-
50	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	17	9	(2)		3	「類似の業務実績から本業務の履行可能性が確認できる場合」とありますが、履行可能性があると判断される基準をお示しく下さい。	ご提示する類似実績の選択にあたり、必要な情報となるためです。	個別具体的に判断する予定です。	-
51	令和6年度各府省等の人事管理業務を効率化・高度化するシステム整備に向けたグランドデザイン策定及び勤務時間管理システムの共通化実現方式の検討支援業務調達仕様書（案）	18	9	(3)		1	複数事業者による共同入札における9(2)の応札要件を除外されたい。	共同入札においては、運営等に当たって協定を締結し、協力して業務を遂行することから、代表者が応札要件を満たすことで足り、本件は過剰な要件と考えられる。この要件が課される限り、新規参入者が今後とも本件に参加することはほぼ不可能となり、既存事業者に都合の良い要件となってしまふ。	御意見を踏まえ要件を緩和いたします。	9(3)「共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと。」を「共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たし、公的な資格や認証等の取得及び受注実績については、少なくとも1者が満たすこと。」に修正

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]
 2. 意見及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。
 3. 本様式の変更は行わないこと。
 4. 電子媒体（CD-R等）も併せて提出のこと。